

輪之内町における用途地域と建築物形態規制について〔概要〕

地域名	コード	都市計画区域					用途地域	特別用途地域	風致地区	準防火地域	22条区域	6条1項4号区域	外壁後退地域	多雪区域	降雪量	白地区区分	その他
		区域	範囲	指定	最終	線引											
安八郡 輪之内町	21382900	輪之内	全域	S36.8	S46.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40cm	Ⅲ 100%	農業振興地域

建ぺい率(角地緩和)	容積率(掛率)	道路斜線制限	隣地斜線制限	日影規制
60%(10%)	200%(0.4)	∠1.25	20m+∠1.25	あり

用語説明

- ① 容積率制限
前面道路幅員（メートル）によって容積率を制限するもの。
容積率(%) = 前面道路幅員(メートル) × 0.4 × 100
このうち指定されている容積率と比べ、低い方の値を適用する。
- ② 道路斜線制限
建築物の高さを前面道路の反対側から一定勾配の斜線内に制限するもの。
- ③ 隣地斜線制限
建築物の高さを隣地境界からの一定勾配の斜線内に制限するもの。
- ④ 日影規制
高さ10mを超える建築物において、一定時間以上の日影を敷地境界線から一定距離を超える範囲に生じさせてはならないもの。
 - ・日影測定面 地盤高さから4m
 - ・日影時間制限 隣地境界から10m以内 5時間未満
隣地境界から10mを超え 3時間未満

